

改正割賦販売法に伴う店子管理に関するご依頼について (店子調査に関する通知書)

1. はじめに

本書は改正割賦販売法の施行に伴い、ショッピングセンターやフランチャイズチェーン等の運営会社や本部等が各店舗・テナント等を取りまとめて加盟店契約を締結している場合等において、ご対応いただきたい内容をご案内しております。

2. 改正割賦販売法における義務について

加盟店の管理強化の為、加盟店契約会社に対し、以下のような法令上の義務が課されることになりました。

- ①経済産業省に備える登録簿に登録を受けなければならないこと。
- ②クレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正利用防止を図るため、法令に定められる加盟店調査および当該加盟店調査の結果に基づく必要な措置(加盟店に対する指導・加盟店契約の解除等)を行わなければならないこと。
- ③当該加盟店調査に関する記録を作成し、保存しなければならないこと。

3. 改正割賦販売法に基づく弊社の対応について

- (1) 上記項番2における「加盟店契約会社」とは、加盟店のクレジットカード等の取扱契約に関して最終的な決定権・解約権を有する事業者を指します。

また「加盟店」とは、直接消費者に商品等の販売や役務の提供を行う事業者とされていることから、貴社がとりまとめられている各店舗・テナント等(以下「店子」といいます。)が、改正割賦販売法上の「加盟店」に該当し、上記項番2②の調査および同③の記録作成・保存の対象となります。

現在、貴社の店子のクレジットカードの取扱いに関して、弊社は店子の加盟店審査を行うことができておりません。弊社は、貴社を通じて店子の加盟店管理を行わせていただくことが必要と考えております。

- (2) また、上記法改正と併せて、経済産業省が定める「割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針」も改定されました。反社会的勢力排除のため、加盟店契約会社は、店子との間で取引を行うに際して、店子の属性情報を取得し、業界データベースに照会して反社会的勢力に該当しないことを確認することが必要となりました。

4. 貴社へのご依頼事項

貴社の店子全て(新規申込店および既存加盟店の双方)について、弊社所定の店子情報を弊社に提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出方法についておよび今回の法改正に伴う加盟店契約の更改が必要な場合は、別途ご案内いたします。

※暫定対応

当該通知書の受領日以降、上記(1)に基づき弊社が貴社から店子全店の情報提出を受けるまでの間(以下「暫定期間」といいます)貴社を通じて店子に対する加盟店調査を実施させていただきたく、次頁のとおりご対応をお願いいたします。

なお、暫定期間においても、②「調査結果に基づく対応のご依頼」の表に該当する場合は、新規および既存店子におけるクレジットカード取扱いの可否を、弊社にて個別に審査させていただきますので、店子情報の提供をお願いいたします。

① 貴社店子等に対する調査のご依頼

調査にはA～Cの3種類があり、実施時期が異なります。各調査でご対応いただきたい内容および調査項目を【別表1】に記載していますので、ご確認のうえ、ご対応をお願いいたします。

種類		実施時期
A	初期調査	貴社と店子になろうとする者（以下「申込店」といい、申込店と店子を併せて「店子等」といいます）との間でクレジットカード利用に関する契約（クレジットカード取引がテナント契約・フランチャイズ契約等に付随している場合には、当該契約等）を新規で締結する際に、申込店に対して行う調査。
B	定期調査	貴社と店子が契約後、定期的に行う調査。 年1回以上実施する必要があります。
C	随時調査	店子の悪質な行為に対して消費者等の苦情があった場合、カード番号等の漏えいや不正利用等が発生した場合、又はそれらの発生の恐れがある場合に行う調査。

② 調査結果に基づく対応のご依頼

上記①の調査の結果、下記に記載の事由に該当した場合には、速やかに、弊社にご連絡をお願いいたします。

※詳細は【別表1】の内容をご確認ください。

種類		実施時期
A	初期調査	①調査の結果、店子の取扱商材・類型等が【別表3】の特定取引に該当する場合 ②店子のセキュリティ対策が法令要件を満たしていない、またはその可能性がある場合
B	定期調査	①調査の結果、店子の取扱商材・類型等が【別表3】の特定取引に該当する場合 ②店子のセキュリティ対策が法令要件を満たしていない、またはその可能性がある場合 ③店子の悪質な行為に基づく利用者からの苦言が発生、または店子に関する利用者からの苦情が多発している場合 ④店子での情報漏えい事故や不正利用が発生している場合
C	随時調査	【別表1】「随時調査」に記載の調査を行った場合

③ 店子等に対する調査結果記録の作成・保存のご依頼

・法令上、上記①の調査のうち、初期調査・定期調査について、調査結果記録の作成・保存をお願いいたします。

・各調査ごとに記録の作成・保存すべき項目・期間を【別表2】に記載していますので、内容ご確認のうえご対応をお願いいたします。

※随時調査については、弊社にて調査結果記録を作成・保存いたします。

5. 契約更改時のご依頼

本ご依頼に基づき、次回の契約更改の際に改正割賦販売法を遵守するために必要な条項を規定した加盟店契約をあらためて締結させていただきたいと存じます。

その際にご対応下さいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

【別表1】貴社店子に対する調査のご依頼

#	調査項目	A) 初期調査	B) 定期調査	C) 随時調査
1	販売商材・販売形態	貴社と申込店との新規契約時(クレジットカード等取扱い前)に、下記①～⑤を調査いただく事(*1)	●契約済みの店子に、左記①～⑤の変更がある場合は貴社に申告するよう、店子にご案内をお願いいたします。 (年1回以上)(*1)	—
2	セキュリティ対策状況(漏えい防止措置・不正利用防止措置)	①販売・提供する商品・役務(*2) ②対面取引/非対面取引の種別 →【別表3】の特定取引に該当する場合には、「ご依頼事項③」に基づき弊社への申請をお願いいたします。 ③カード情報非保持化(*3)又はPCIDSS準拠状況等(*4) ④対面取引:IC端末の設置状況、非対面取引:本人認証サービス導入状況等(*5) →法令要件の基準を充たす対策が未実施、またはその可能性がある場合には、弊社へのご連絡をお願いいたします。 ⑤クレジットカード番号の取扱いに係る貴社店子の委託先に関する管理(*6)	●店子より貴社に先①～⑤の変更の申告があった場合、貴社にて調査および情報の更新をお願いいたします。 ●左記③～④の調査結果、貴社の定めるセキュリティ対策(法令要件の基準を充たす対策)を実施していないことが判明した場合、または実施していない可能性がある場合には、弊社へのご連絡をお願いいたします。	—
3	クレジットカード番号の取扱いに係る受託者管理		●店子からの申告がなく、貴社が店子に関して左記①～⑤の変更の事実を知った場合にも、同様の対応をお願いいたします。	—
4	属性情報	貴社と店子との新規契約時(クレジットカード等取扱い前)に、下記①～③を調査いただく事。	●契約済の店子に、左記①～③に変更がある場合は貴社に申告するよう店子にご案内をお願いいたします(年1回以上)。	—
5	特定商取引法に関する法律(以下「特商法」といいます。)違反・消費者契約者違反の有無等	①【店子が個人事業主の場合】 氏名・生年月日、個人事業主の自宅住所、電話番号 【店子が法人の場合】 名称・法人番号・住所・電話番号・代表者氏名・代表者生年月日 ②特商法の禁止行為を行っていないおよび直近5年間に同法の処分を受けていない事。 ③消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていない、および直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていない事。	●店子より貴社に左記①～③の変更の申告があった場合、貴社にて調査および情報の更新をお願いいたします。	・利用者から申出を受けた苦情の内容等に基づき、①店子が特商法違反もしくは消費者契約違反のいずれかに該当する可能性があるかと判断した場合、または②店子の行為が悪質であると認められる場合に、店子の行為の調査をお願いいたします。 ・上記調査の結果を弊社にご連絡をお願いいたします。
6	苦情発生状況	—	●店子の悪質な行為に基づく利用者からの苦情が貴社に対してなされていないか、また店子に関し、利用者からの苦情が貴社に対して多発していないかのご確認をお願いいたします。 →上記の事実が確認された場合は弊社へのご連絡をお願いいたします。	・弊社の要請に応じて店子調査にご協力をお願いいたします。

#	調査項目	A) 初期調査	B) 定期調査	C) 随時調査
7	漏えい事故発生状況	—	●店子がカード情報を保持している場合には、情報漏えい事故の発生有無を店子にご連絡をお願いいたします。 (年1回以上)。 →上記の事実が確認された場合は弊社へのご連絡をお願いいたします。	・店子によるカード情報の漏えい事故が発生し、又はおそれがある場合、漏えいの事実の調査をお願いいたします。 ・上記の調査結果を弊社にご連絡をお願いいたします。 ・弊社の要請に応じて店子調査などにご協力をお願いいたします。
8	不正利用発生状況	—	●店子で不正利用が発生した事実を知っている場合には、弊社にご連絡をお願いいたします(特別な調査は不要)。	・店子における不正利用の発生状況から、不正利用の防止体制に問題があることを知った場合には、弊社にご連絡をお願いいたします。

(*1) 以下①・②の要件に該当する場合には、#1~3の初期調査・定期調査は貴社を調査することで貴社店子を調査したものととして取り扱うことが出来ます。

①弊社と貴社との契約において、貴社店子を取り扱う商材・販売形態を定めて、その範囲内で貴社店子が出店していること。

②貴社が提供するクレジット決済システムを貴社各店子が利用しており、他のクレジット決済システムを利用していないこと。

(*2) 特商法類型該当時は類型(訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売・特定継続的役務提供・業提供誘因販売)も調査ください。

(*3) 「カード情報非保持」とは、クレジット端末機器以外(POSやネットワーク等)にて、クレジットカード番号等の情報を「保存」・「処理」・「通過」しないことをいいます。「カード情報保持・非保持」に関する詳細な定義は、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」の実行計画をご参照下さい。 ※日本クレジット協会：<http://www.j-credit.or.jp/>

(*4) PCI DSSとはカード情報のセキュリティを強化するために、AMEXを含めた国際ペイメントブランド5社が共同で策定した、クレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準です。当該基準は、上記*3の実行計画で定められているカード情報の漏えい防止措置であり、セキュリティ対策に係る法的基準を満たしているものとみとめられるものになります。☑PCI DSSに関する詳細情報は日本カード情報セキュリティ協議会のホームページをご参照ください。

※日本カード情報セキュリティ協議会：<http://www.jcdsc.org/>

(*5) 非対面取引ではオーソリゼーションの導入が必須となります。また、デジタルコンテンツ(オンラインゲーム含む)、家電、電子マネー、チケットを取り扱っている店子等(付随的な取引に過ぎない場合は除きます。)の場合は、さらに以下①~④のいずれかの不正利用対策を追加で導入する必要があります。

不正利用対策	対策の内容
①本人認証サービス (3Dセキュア等)	カード会員にパスワードを入力させることで、カード会員本人が取引を行っていることを確認する対策。
②セキュリティコード	クレジットカード決済時にセキュリティコード(クレジットカード表面に印字されている4桁の数字)を入力させることで、使用するクレジットカードが真正であることを確認する対策。
③属性・行動分析 (不正検知システム)	カード会員のネット接続環境(IPアドレス等)や取引履歴等に基づいたリスク評価を行い、不正な取引であるか判定する対策。
④不正配送先情報活用 (fdec 等)	配送先情報を、過去の不正注文配送先情報に照会し、商品等の配送を事前に止めることで不正使用被害を防止する対策。

(*6) 店子がクレジットカード番号の取扱いに関する委託先に関して、情報漏えい等の事故発生時又は発生した恐れのある場合に、自己の拡大防止、速やかな原因究明、再発防止措置に関する指導およびその他の必要な措置等が実施できることの確認。

【別表2】貴社店子等に対する調査結果記録の作成・保存のご依頼

	＜初期調査＞	＜定期調査＞
記録作成・保存項目	●初期調査の調査結果について、以下①～③の記録を作成し、貴社内で保存をお願いいたします。 ①調査年月日 ②調査結果 ③調査店子との契約締結日 ●弊社より要請があった場合には、速やかにご提出をお願いいたします。	●定期調査の調査結果について、以下①～②の記録を作成し、貴社内で保存をお願いいたします。 ①調査年月日 (貴社店子に上記1の#1～5に関するご案内をした日、店子より変更の申告があった場合は変更日) ②調査結果 (店子より変更の申告があった場合は、その変更事項) ●弊社より要請があった場合には、速やかにご提出をお願いいたします。
保存期間	店子との契約終了日から5年間が経過するまで	

【別表3】日本クレジット協会(JCA)が自主規制規則で定める特定取引

	＜対面取引＞	＜非対面取引＞
業態	・呉服 ・ペット(関連用品含む) ・コンサルティング ・エステ ・結婚照会サービス ・スポーツ施設・フィットネスクラブ ・カルチャースクール、通信販売 ・美容医療等(通常の医療、歯科以外)	・デジタルコンテンツ ・情報商材(FX、投資等の利殖、副業等) ・占い ・出会い系
	・健康食品、サプリメント ・美容品(増毛等を含む。ただし、化粧品を除く) ・旅行業	
取引類型	・訪問販売 ・電話勧誘販売 ・連鎖販売取引 ・業務提供誘引販売取引 ・特定継続的役務提供	

※上記特定取引又は取引類型が店子等にとって付随的な取引に過ぎない場合は除きます。

※上記に該当するか否かは貴社にてご確認ください、該当する場合は、属性情報のご提出をお願いいたします。

